

# 介護老人保健施設東住吉すみれ苑通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

## (運営規程設置の主旨)

**第1条** 医療法人社団 董 会 が開設する介護老人保健施設 東住吉すみれ苑において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下、「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

**第2条** 当事業所は、要介護状態及び介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨、に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

**第3条** 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

## (事業所の名称及び所在地等)

**第4条** 当事業所の名称所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設 東住吉すみれ苑
- (2) 開設年月日 平成30年6月1日
- (3) 所在地 大阪府大阪市東住吉区矢田1丁目23-6
- (4) 電話番号 06-6693-6999 F A X 番号 06-6693-7999
- (5) 管理者名 伊東 了
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2750880102号）

### (従業者の職種、員数)

**第5条** 当事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |     |        |      |
|-----|--------|------|
| (1) | 医師     | 1人以上 |
| (2) | 看護師    | 1人以上 |
| (3) | 介護職員   | 3人以上 |
| (4) | 理学療法士等 | 1人以上 |
| (5) | 栄養士    | 1人以上 |

### (従業者の職務内容)

**第6条** 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行うほか、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーションプログラムを作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理等の栄養状態の管理を行う。

### (営業日及び営業時間)

**第7条** 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎日営業を行うこととする。（但し、日曜日・年末年始の休業日を除く）
- (2) 年末年始の休業日は12月31日から1月3日までとする。
- (3) 営業時間・・・午前8時30分から午後5時30分まで。  
サービス提供時間・・・午前8時30分から午後5時30分まで。

### (利用定員)

**第8条** 当事業所の利用定員数は合計で30人とする。

### (事業の内容)

**第9条** 当事業所は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士・作業療法士等によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画およびリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

### (利用者負担の額)

**第10条** 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食材料費、行事参加料、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

### (通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

東住吉区（全域）・住吉区・平野区・阿倍野区（一部地域を除く）

### (身体の拘束等)

第12条 当事業所は原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。

### (褥瘡対策等)

第13条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

### (事業所の利用に当たっての留意事項)

第14条 当事業所利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ① 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただくこととする。食事は第10条に利用料として規定されるものである。
- ② 飲酒・喫煙は禁止する。
- ③ 火気の取り扱いは、厳禁する。
- ④ 設備・備品の利用は、届け出るものとする。
- ⑤ 所持品・備品等の持ち込みは相談により決定する。金銭・貴重品は持ち込まない。
- ⑥ 宗教活動は他の方のご迷惑にならないことを原則とする。
- ⑦ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ⑧ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ⑨ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

### (非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。また、台風などにより、暴風雨警報などが発令された場合は、サービスを提供できません。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練をおこなう。）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます。

### (事故発生の防止及び発生時の対応)

**第16条** 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

### (職員の服務規律)

**第17条** 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

### (職員の質の確保)

**第18条** 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

### (職員の勤務条件)

**第19条** 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団董会介護老人保健施設東住吉すみれ苑の就業規則による。

### (職員の健康管理)

**第20条** 職員はこの事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

### (衛生管理)

**第21条** 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生しまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

### (守秘義務及び個人情報の保護)

**第22条** 事業所職員に対して、当事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

### (その他運営に関する重要事項)

**第23条** 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。
- 3 当事業所に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団董会介護老人保健施設の役員会において定めるものとする。

### 付 則

この運営規程は、令和元年10月1日より施行する。

## 通所リハビリテーション利用金額表

令和6年6月～

### ○通所リハビリテーション

#### ☆基本サービス

#### 【1 時間以上 2 時間未満】

| 要介護度  | 1 日当たりの自己負担額               |
|-------|----------------------------|
| 要介護 1 | 402 (2 割 803、3 割 1,205) 円  |
| 要介護 2 | 433 (2 割 866、3 割 1,299) 円  |
| 要介護 3 | 467 (2 割 934、3 割 1,401) 円  |
| 要介護 4 | 449 (2 割 997、3 割 1,495) 円  |
| 要介護 5 | 535 (2 割 1069、3 割 1,603) 円 |

#### 【3 時間以上 4 時間未満】

| 要介護度  | 1 日当たりの自己負担額                |
|-------|-----------------------------|
| 要介護 1 | 529 (2 割 1,058、3 割 1,587) 円 |
| 要介護 2 | 615 (2 割 1,230、3 割 1,845) 円 |
| 要介護 3 | 700 (2 割 1,399、3 割 2,099) 円 |
| 要介護 4 | 809 (2 割 1,617、3 割 2,425) 円 |
| 要介護 5 | 916 (2 割 1,832、3 割 2,748) 円 |

#### 【5 時間以上 6 時間未満】

| 要介護度  | 1 日当たりの自己負担額                  |
|-------|-------------------------------|
| 要介護 1 | 677 (2 割 1,354、3 割 2,031) 円   |
| 要介護 2 | 803 (2 割 1,606、3 割 2,409) 円   |
| 要介護 3 | 927 (2 割 1,854、3 割 2,781) 円   |
| 要介護 4 | 1,074 (2 割 2,148、3 割 3,222) 円 |
| 要介護 5 | 1,219 (2 割 2,437、3 割 3,656) 円 |

#### 【7 時間以上 8 時間未満】

| 要介護度  | 1 日当たりの自己負担額                  |
|-------|-------------------------------|
| 要介護 1 | 829 (2 割 1,658、3 割 2,487) 円   |
| 要介護 2 | 983 (2 割 1,965、3 割 2,948) 円   |
| 要介護 3 | 1,046 (2 割 2,276、3 割 3,414) 円 |
| 要介護 4 | 1,322 (2 割 2,644、3 割 3,966) 円 |
| 要介護 5 | 1,501 (2 割 3,001、3 割 4,501) 円 |

#### ◇大阪市 地域区分 【2 級地】 1 単位 10.88 円

#### 【2 時間以上 3 時間未満】

| 要介護度  | 1 日当たりの自己負担額                |
|-------|-----------------------------|
| 要介護 1 | 417 (2 割 834、3 割 1,251) 円   |
| 要介護 2 | 478 (2 割 956、3 割 1,433) 円   |
| 要介護 3 | 542 (2 割 1,084、3 割 1,626) 円 |
| 要介護 4 | 604 (2 割 1,208、3 割 1,812) 円 |
| 要介護 5 | 666 (2 割 1,332、3 割 1,998) 円 |

#### 【4 時間以上 5 時間未満】

| 要介護度  | 1 日当たりの自己負担額                 |
|-------|------------------------------|
| 要介護 1 | 602 (2 割 1,204、3 割 1,805) 円  |
| 要介護 2 | 699 (2 割 1,397、3 割 2,096) 円  |
| 要介護 3 | 795 (2 割 1,589、3 割 2,383) 円  |
| 要介護 4 | 919 (2 割 1,837、3 割 2,755) 円  |
| 要介護 5 | 1042 (2 割 2,083、3 割 3,124) 円 |

#### 【6 時間以上 7 時間未満】

| 要介護度  | 1 日当たりの自己負担額                  |
|-------|-------------------------------|
| 要介護 1 | 778 (2 割 1,556、3 割 2,334) 円   |
| 要介護 2 | 925 (2 割 1,850、3 割 2,775) 円   |
| 要介護 3 | 1,068 (2 割 2,135、3 割 3,202) 円 |
| 要介護 4 | 1,237 (2 割 2,474、3 割 3,711) 円 |
| 要介護 5 | 1,404 (2 割 2,807、3 割 4,211) 円 |

☆加算

|                          |            |                          |
|--------------------------|------------|--------------------------|
| 入浴介助加算                   | 1日         | 45 (2割90、3割135) 円        |
| 入浴介助加算Ⅱ                  | 1日         | 66 (2割132、3割198) 円       |
| リハビリテーションマネジメント加算Aイ      | 開始日から6ヵ月以内 | 610 (2割1,220 3割1,830) 円  |
|                          | 開始日から6ヵ月超  | 262 (2割524 3割786) 円      |
| Aロ                       | 開始日から6ヵ月以内 | 646 (2割1,292 3割1,938) 円  |
|                          | 開始日から6ヵ月超  | 298 (2割596、3割894) 円      |
| リハビリテーションマネジメント加算Bイ      | 開始日から6ヵ月以内 | 904 (2割1,808 3割2,712) 円  |
|                          | 開始日から6ヵ月超  | 555 (2割1,110 3割1,665) 円  |
| Bロ                       | 開始日から6ヵ月以内 | 939 (2割1,878 3割2,817) 円  |
|                          | 開始日から6ヵ月超  | 591 (2割1,182 3割1,773) 円  |
|                          |            |                          |
| リハビリテーション提供体制加算          | 3時間以上4時間未満 | 14 (2割28 3割42) 円         |
|                          | 4時間以上5時間未満 | 18 (2割36 3割54) 円         |
|                          | 5時間以上6時間未満 | 22 (2割44 3割66) 円         |
|                          | 6時間以上7時間未満 | 26 (2割52 3割78) 円         |
|                          | 7時間以上      | 31 (2割62 3割93) 円         |
| 短期集中リハビリテーション実施加算        |            | 120 (2割240 3割360) 円      |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ) | 1日         | 262 (2割524 3割786) 円      |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ) | 1月         | 2,089 (2割4178 3割6,267) 円 |
| 栄養アセスメント加算               | 1月         | 55 (2割110 3割165) 円       |
| 口腔機能向上加算Ⅰ・Ⅱ              | (Ⅰ) 月2回限度  | 164 (2割328 3割492) 円      |
|                          | (Ⅱ) 月2回限度  | 175 (2割350 3割525) 円      |
| 科学的介護推進体制加算              | 1月         | 44 (2割88 3割132) 円        |
|                          |            |                          |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ        | 1日         | (Ⅰ) 24 (2割48、3割72) 円     |
|                          |            | (Ⅱ) 20 (2割40、3割60) 円     |
|                          |            | (Ⅲ) 7 (2割13、3割20) 円      |
| 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ      |            | 所定の単位数による                |

☆サービス以外の利用費

|                   |                       |    |      |      |    |      |
|-------------------|-----------------------|----|------|------|----|------|
| ◇食材料費及び調理にかかる費用相当 | 昼食                    | 1食 | 510円 | おやつ代 | 1食 | 102円 |
| ◇行事参加料            | 実費負担 (参加者のみ)          |    |      |      |    |      |
| ◇区域外送迎費           | 事業実施区域外の方 公共交通機関の実費負担 |    |      |      |    |      |

